

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 0 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年11月7日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 5万8,300円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和6年9月20日正午頃、市道光明寺坂の下線 (省 略)

において、東進中の公用車が障害物を避けるため左に寄った際、脱輪して道路から転落し、相手方フェンスに接触して破損させた。